

平成29年度 第5回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成29年11月9日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】 それでは、ただ今より、平成29年度第5回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会致します。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願い致します。

【区政情報課長】 本日もよろしくお願い致します。

まず、事前にお送り致しました資料でございますが、資料35から資料44の10件までの資料でございます。また、本日、机上でこの新宿区個人情報保護条例の新旧対照表をお配りさせていただいてございます。恐れ入りますが、そちらをご覧くださいませでしょうか。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正が今年5月にございました。それがこの裏面に書かせていただいておりますけれども、番号法に新たに38条の7を設けまして、それに伴って番号法の19条が改正した内容でございます。

表にお戻りいただきまして、新旧対照表の方でございますけれども、その改正に伴いまして個人情報保護条例で引用している条項が、この改正により条ずれがございましたので、その改正を行うというものでございます。事後になりましたけれども、この条例改正については第3回の区議会定例会で可決、施行されてございます。ご報告をさせていただきます。

次に、本日の審議会の資料の確認をさせていただきます。お手元にお送りした資料をご用意ください。まず、資料35でございますが、資料35-1から資料35-4まで、それから参考で参考35-1が付いてございます。

それから、資料36でございますけれども、資料36-1と資料36-2、参考としまして参考資料36-1と参考36-2、それぞれ付いてございます。

それから、資料37でございますけれども、資料37-1から資料37-4までが付いてございます。

それから、資料38でございますけれども、資料38-1と資料38-2。資料39には資料39-1。

続きまして、資料40でございますけれども、資料40-1から資料40-3までが付いてございます。

続いて、資料41でございますけれども、資料41-1、それから参考と致しまして、参考41-1と参考41-2、それぞれ付いてございます。

資料42でございますが、資料42-1と参考42-2、資料43には資料43-1から資

料43-4まで。

最後、資料44でございますけれども、資料44-1とそれぞれ添付資料が付いてございます。

資料について、過不足ございませんでしょうか。もし、ございましたら、おっしゃっていただければと思います。

本日の審議会につきましても、案件が多くなってございます。大変申し訳ございませんけれども、ご審議のほどよろしくお願い致します。

私からは以上でございます。

【会長】資料について何か不足等がありますでしょうか。なければ審議を進めてまいります。

説明される方は、資料を読み上げるだけではなく資料の要点を要領よくご説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようお願い致します。

それでは、まず資料35「特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨結果分析業務の委託について（業務の追加等）」であります。それでは、説明をお願いします。

【健康づくり課長】本年9月の審議会におきましてご説明申し上げた際には、人間ドック等のデータの取扱いにつきまして十分な説明ができず、大変申し訳ございませんでした。本日、改めてご説明させていただきます。

では、資料をお開きいただきまして、2ページ目でございます。事業の概要をご覧ください。前回の審議会の資料で記載した内容からの修正点、下線部分でございます。また、前年度までにご承認・ご了承いただいたものからの修正点は、太字で加えております。

特定健診の結果をデータ化すること、国保中央会が開発したシステムを使用すること、国保連へ外部提供することにつきましては、平成19年度第7回の審議会でご承認いただきまして、平成20年度から特定健診等を実施しているものでございます。この健診結果におきましては、人間ドックのデータも含まれておりますが、しかし、過去の審議会の資料を改めて見直しますと記載内容だけでは人間ドックの受診者が含まれていることが分かりにくく、本日改めて資料の追記と説明をさせていただくものでございます。これが資料3ページの下の方の太字でございます。

新宿区が実施致します特定健康診査でございますが、40歳以上の新宿区の国保の加入者を対象に行っております。高齢者医療確保法に基づく特定健康診査等という場合には、健診そのものとその後の特定保健指導も含まれております。したがって、資料2ページへお戻りい

ただきまして、事業の目的でございますが、特定保健指導も含まれるようにということ。また、受診率向上だけではなく特定健康診査等の実施率、併せて区民の健康増進という事業本来の目的を記載する形にさせていただきました。

特定保健指導でございますが、資料3ページの中ほど、米印の2に説明を記載させていただいておりますが、特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる者に対して、専門スタッフが生活習慣を見直すサポートを行うものでございます。区が実施致します健診以外でも、人間ドックあるいは職場の健診等で特定健康診査相当の健診を受けられる方が沢山いらっしゃいますので、そういった方々も健診結果をご提出いただければ、高齢者医療確保法に基づいた特定健康診査を受けていると見なされますので、特定保健指導をお受けいただけるということでございます。

人間ドック等のデータをご提供いただく際でございますが、特定保健指導の階層化に必要な項目としまして、身長・体重・腹囲・血液検査等の項目がございます。また、服薬や生活習慣に関する問診項目、これらを国で定めておりますので、検査結果の部分が含まれるコピーと問診票を区の窓口へ直接郵送、もしくは窓口にお持ちいただく形でご提供いただくようにしております。ご提供いただいたデータは、資料35-2にございますとおり、特定健康診査等のデータ管理システムで記録・保存し、匿名化した上で最終的には支払基金を通じまして国への報告、法定報告となります。データの流れてご覧いただけますように、このシステムの中で匿名化した上で提出するという形をとってございます。

なお、人間ドックの健診結果の提出ですが、当然ご本人の了解のもとに行われるべきものでございます。現在のところ、業者を介した受診勧奨事業におきましては、人間ドックデータの提出依頼は行っておりません。今後、高齢者医療確保法20条の趣旨で、法の条文を参考資料の最後の方に付けてございますけれども、この趣旨を正確にお伝えしながら、区の健診以外をお受けになった場合でも、結果をご提出いただけますと法定された特定健診の受診者と見なされ特定保健指導もお受けいただけること、これをきちんと丁寧に説明し、健康支援の恩恵を受けられる方を増やしていきたいと考えております。

健診結果のご提出に当たりましては、資料の4ページ目にお戻りください。情報保護対策の中でも記載しておりますが、途中で業者を介すことなく区が直接窓口、あるいは郵送で受け取るように致します。また、ご提出はあくまで任意であることの説明を含め、区からの説明文書と返信用の封筒をお渡しするようにし、利用目的の説明が正しく伝わるように致します。

仮に、健診結果をその場で渡したいという方がいらっしゃっても、業者が預かることは絶対

しないように致します。ご本人自身で、十分に理解・納得の上で送付いただくように説明致します。

本日、ご承認・ご了承いただけますれば、1月に予定しております特定健康診査の訪問勧奨の際に、既に人間ドック等を受診されている場合には健診結果提出協力の依頼を行いたいと考えております。この流れは、資料35-1の赤字の部分でございます。一人でも多くの方に特定保健指導等の健康支援を通じて、健康増進の取組みが広がるようにしていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

【会 長】 それでは、ご質問かご意見ありましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 三雲です。今回のご報告の中で、人間ドック等の結果を提出するのと、依頼するということと、どういう形で回収するのかということについても明らかにしていただいたと。任意で提出されるのであれば、それは当然のことながら……と思いますけれども、区民に対して目的を明示して説明するというふうになっていますけれども、具体的にどういった目的の記載をして、どういう説明になっているのか、文書のイメージがあれば教えてください。

【会 長】 ご説明ください。

【健康づくり課長】 特定健康診査そのもののご案内の中で、これが生活習慣病対策として非常に有効な健診であり、その後の特定保健指導も有用であるというところは、もともと区の直接の健診のご案内の中で言っているところでございますが、これと同等の健診として人間ドックのデータ、あるいは事業所で受けられている健診のデータも活用いただけるということを加える形で、特定健康診査等の意義をしっかりとお伝えしたいということでございます。

また、特定保健指導、法定されているもの以外にも幾つか保健事業として区でも実施していきたい、あるいは直接保健指導の対象にならない方も積極的に生活習慣改善のための情報提供はしておりますので、そういったご自身の健康づくりの取組みに有用であるというところをしっかりとお伝えする形にしたいと思っております。

【会 長】 よろしいですか。鍋島委員。

【鍋島委員】 私は区の健康診断は全部、ずっと若いころから毎年欠かさず受診しております、それ以上のものが今、追加でお金を払えばできるのです。それに加えて血液をとったならば、その血液をちょっと多目にとれば、それ以上のものが8万、9万円出せばできるのです。だから、それもやっているのです。そうすると、結果は全部それが区の方に来ているかどうかを1つ知りたいのと、それからそういうときに、その中で区の方では引っかけられないけれども、血

糖値がプラスマイナスとかいう話も、詳しい検査の中では出るときもあるのです。そういうときには、今まで特定保健指導を受けたことはないのですけれども、今後そうなると事務的に受けられるのか、何もメリットがないのだったら個人情報を出しても仕方がございませんので、区民としては特定保健指導を受けることによって、このようなメリットがあるから個人情報を提出するというところを教えてください。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【健康づくり課長】まず、ご質問の1つ目が、区の健診以外の項目を人間ドックの形で受けている場合に、そのデータが特定保健指導のような形に繋がるかというお尋ねかと思います。この特定保健指導は、法定されている事業でございますので、その対象者の選択につきましてはもともと区の健診で行っている項目の範囲内で行いますので、それに新たな項目が付け加わったとしても、それ自体がそもそも電子的な入力も想定してございませんので、提供いただくデータはあくまで区の健診の項目に相当する部分だけということでございます。

あと、区の健診以外の項目で何か指摘があった場合の対応を区で行うかどうかということでございますが、これもそのデータ自体を区で保管し、判定を行うという流れは作ってございませんので、これは国保中央会が作った国保連のシステムに入力するものは、基本的には区が全員の方に行っている健診の項目ということでございますので、その部分については仮にコピーの中にあつたとしても入力はできませんので、実質的にはそのまま破棄する形となってしまいますので、改めてのご提供のメリットは確かでないということでございます。そこも丁寧に依頼の文書の中でご説明していきたいと思っています。

【会 長】他に、坂本委員。

【坂本委員】今、鍋島委員がおっしゃったとおり、私ももう後期高齢ですので、年に2回。1回は区の健診、1回は人間ドックを受けておるのですが、家族の者は、区の健診があまりにさらっとしかやらないという、非常にそれだけでは不安だということでドックを受けているのです。区の健診がもっと充実してきちっとやっていただければ、それだけで済むのではないかなど。健診結果もおっしゃられたように、本当に精密な結果が出ないというか、あまりに表面だけの検査だと思われま。その辺のもう少し内容を充実して区の健診をやっていただけたら、多くの方が受けるのではないのでしょうか。

【会 長】ご意見として。どうぞ。

【健康づくり課長】より健診の項目を充実してほしいという声は幾つかご提案いただくことがございます。確かに健診の項目は多いほうが、様々な健康情報が分かるのではないかと

ころはあるのですけれども、健診は基本的に健康な方を対象にしているということ、つまり、様々な病気の全てを見つけようというのが健診の目的ではないということが1つございます。また、国が特定健康診査、特定保健指導と一体のものとして始めた経緯というところが、いわゆる内臓脂肪に着目した生活習慣病対策ということでございますので、そこを主眼とした健診ということでは確かに様々なマーカーですとか、そういったものが含まれないというところは現状としてございますが、今後また、国が健診のあり方については常に検討を重ねておりますので、そういった中で出てくるご意見があれば区としてやるべきものは考えていきたいと思っておりますので、ご意見として承らせていただきます。ありがとうございます。

【会 長】他に。西村委員。

【西村委員】今までの議論にちょっと重複するかもしれないのですけれども、要するにこの健診というのは2つのレベルがあると私は考えています。まずは個人レベル。つまり個人で自分の身に何があるかという、そういう問題と、それからもう1つは自治体レベルで扱う公衆衛生の立場からマスとして全体の健康状態がどうか。恐らく、自治体側としてはマスとしての情報が欲しいのだと。だけれども、個人としてはその情報を出していただかないと、一部欠けが生じてしまうというような発想があるのではなかろうかと私は思っています。つまり、全員が全部出してくれれば把握がきちんとできるけれども、そうでない部分も出してもらいたいということで自発的な提供を呼びかけるという、その辺が1つの趣旨ではなかろうかというふうに私は理解しています。

ただ、そうするとせっかく大事な個人の情報を提供した人達に、どういうメリットがあるのか、どういう意味があるのか、それはやはり情報のやり取りという意味では十分説明して納得いただかなくてはいけないと思うのです。そうすると、今までの議論の中ではそのところが私には十分には伝わってこないというか、現実にはそれをもとに公衆衛生法をもとに新たな施策を起こしていくというのが行政の立場だと思うのですけれども、例えば区の検診を受診されたときに結局はメリットがありますよという説明の仕方を私は期待したいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】健診の目的でございますが、基本的には受けていただいた方お一人お一人の結果に基づいて、特定保健指導等、健康支援が有効な方にはそれを利用していただきたいという考え方で行っておりますので、そういった特定保健指導とかの必要性がない方にとっては直接メリットを感じにくいという場面はあるかと思えます。ただ、今は健康な方でも、生活習

慣に留意することによって将来の様々な病気の発病を予防できたり、あるいは重症化を予防できたりということもございます。また、健診結果を区の方で把握させていただくことにより、今、例えば糖尿病治療中の方にも重症化予防に向けた取組みというところを、他の自治体でかなり始まっているところがございますので、そういったためにも区としてなるべく多くの方にデータを提供いただきますと、より区健康増進に向けた事業を充実させていくことができるので、そういった説明をさせていただきながら大切な情報でございますので、区民の健康状態というのを把握という点でも活用していきたいと。個人に対しても、マスに対しても、きちんとそれは活用させていただきたいという考え方でございます。

【会 長】 よろしいですか。鍋島委員。

【鍋島委員】 私も、2年に一度、マンモグラフィをやっていただいているのですけれども、中野区の人とか他の区の方は、そんなのはとてもないし、新宿には、とても感謝しています。ですから、全部統一でやるということと、追加で区としてやっていただけることがあるように、私は長年、区の普通の健診を受けていて思いました。ですから、やはりそういうふうに大事な個人情報をお渡しするのですから、保健婦さんとかそういう方の健康のアドバイスとかそういうのも区なりにプラスしていただければ、じゃあ個人情報を出してもいいかと思うと思います。私も思うと思いますので、そういう点を、よろしくお願ひしたいと思います。個人情報に関係しています。

【会 長】 ご意見なのですけれども、分かっておれば。ご理解いただければ。よろしいですか。

【健康づくり課長】 ご要望として受け止めさせていただきます。やはり、それぞれの受診された個人の方にとってメリットがあるような工夫はしていく必要があると思いますので、項目等については先程申し上げましたように、慎重に選ぶ必要もございますので、ただちに増やすというふうにはならないかもしれませんが、国の方で健診については様々な検討・議論が行われておりますので、有効なものがあれば積極的に考えていきたいと思っております。

【会 長】 よろしいですか。他にご質問かご意見ございますでしょうか。

それでは、ご質問ないようでしたら。沢山の事項がございますので、まず、資料35の4ページですが、これは電話勧奨及び勧奨結果の分析業務を委託する件ということで、これは前回の審議会で一応こういう追加をご検討いただくということで了承した案件ですので、この追加部分を了承ということをお願いしたいと思います。

それから、資料35の7ページについて、7ページから10ページまで4件あるのですけれ

ども、これはいずれも平成20年に既に了承を得て実施されている事業についての補足説明という形で、本日ご説明いただいたものであります。資料35の7ページはデータの管理及び費用決済のための外部結合の情報項目の追加ということでありまして、資料35の8ページはその業務についての委託について、同じく業務項目を追加したということ。それから、資料35の9ページは、今度は保健指導及び利用勧奨業務の委託について、情報項目を追加したということ。そして、資料35の10ページはそれに関する業務の再委託ということでご説明いただいたということです。

したがって、今の4ページ分につきましては、従来のものの補足説明という形のもので、今回の審議会に議題にして出したわけではないのですけれども、一応皆様にご説明してご承りいただくと、こういうことのございます。それを全て資料35の4ページと7、8、9、10、5件全て了承ということによろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了致します。ご苦労さまでした。

それでは、資料36「就学援助事業の見直しに係る学齢簿・就学援助システムの改修について」です。それでは、説明をお願い致します。

【学校運営課長】それでは、資料1枚おめぐりいただきまして、事業の概要でございます。当該で行っている就学援助の事業に係るシステムの改修でございまして、今回学齢簿・就学援助システムとなっておりますが、学齢簿につきましては連携しているシステムということで、就学援助の方のシステムの改修ということになります。こちらの内容につきましては、今般、第3回定例会におきまして、新小学校1年生向けの就学援助、学用品費の入学金に係る入学準備金の前倒し支給を予算でご承認いただいたところでございます。それに伴いまして、今現在、年長さんのお子さんですとか小学校1年生に上がる前のお子さんに対して、その保護者の方に来年の3月に入学準備金を支給させていただくという事業でございます。

こちらの目的としましては、入学前に一番家庭の負担が大きくなる時期に、この援助ができないかということで、ご意見をいただいていたところでございますが、今回、予算もご承認いただいたところで、このシステムの改修を致しまして、対応させていただくといったものでございます。

まず、対象者につきましては小学校新1年生、区内に住民登録がない方、こちらの支給要件につきましては、区内に実際に住所を置いているのですけれども、住民登録をされていない方も支給対象となりますので、そういった方も対象とさせていただいているところでございます。

事業内容につきましては、まず要保護者、準要保護者が今回の就学援助の対象になる方でご

ございますが、その判定を行うに当たりまして、要保護者につきましては生活保護を受けている方、準要保護者につきましては、生活保護は受けていないのですけれども生活保護に準ずる程度に援助を必要とする方ということで、その判定自体は世帯全員の方の所得が生活保護基準の1.2倍程度以下の世帯の方に、この就学援助を行う事業でございます。そのため、生活保護を受けていらっしゃるかどうかという情報、また、所得の情報、こちらは世帯全員の方の情報になりますけれども、それを取り込んで就学援助の対象になるかどうか、システムで判定をするために必要となる情報でございます。

今回の改修につきましては、今まで学校にもう就学されている児童・生徒の情報のみを管理していたところなのですけれども、新小学1年生ということで、まだ小学校に入学されていないということで、未就学者について対象を登録、新規で追加をするといったものでございます。

今現在のシステムの流れにつきましては、資料36-1にございます「就学援助事務の流れ」でございます。こちらで現在と見直し後の図が書いてございますが、学齢簿と就学援助システムについて、どの学校にどのお子さんが通う、または通う予定かという情報については学齢簿システムで管理しておりますので、その情報について学齢簿システムとはやり取りを致します。この際に、小学校新1年生の方のデータについて、新たに追加となっているものでございます。また、それを受けまして、今回、申請が最初のきっかけとなりますけれども、申請をいただいたときに、各世帯の全員の方に税情報等の参照の同意をいただきまして、その同意をいただいた方だけの情報につきましては、就学援助システムの方に手入力で登録を行います。その登録が行われた方につきましては、住民税の課税情報、住民票の台帳情報等の連携が始まるといった流れになってございます。

それでは、資料の方にお戻りいただきまして、諮問事項の「対象者の追加について」でございます。登録業務の名称は学齢簿・就学援助システムでございます。今回、追加となる対象でございますが、記録されている項目で下線部分、小学校新1年生（未就学児）となっているところでございます。こちらのシステムで管理している項目には変更ございませんが、資料36-2にこのシステムで管理をしている情報の一覧がございます。こちらには世帯の方の情報、課税情報、また金融機関の口座の情報が入っておりますが、この就学援助につきましては、この入学準備金について、全て口座に振り込みをするといった流れになっておりますので、口座情報も申請をいただいて登録をするといった流れとなっております。

今回、開発等の委託をする場合の個人情報保護対策でございますが、システムの改修につきましては、取込みをするプログラムといったものをシステム改修するところでございますが、

その部分につきましては、全て学校運営課事務室内で作業を行うものでございます。また、検証作業につきましては、システム開発会社自体が自社で行う場合、ダミーデータを用いて検証を行うといった条件となっておりますので、個人情報の持出しは一切ございません。

今回、この件につきましてご承認いただきましたら、新規開発追加変更時期でございますが、11月下旬から改修を致しまして、12月に就学援助システムの運用を開始する予定でございます。

続きまして、次のページ、システム改修の委託についてでございます。今回、委託先につきましては、株式会社アクト、プライバシーマーク及びISO27001を取得済みの会社でございます。また、当該事業者につきましては、このシステムを開発した事業者でございます。委託に伴い、事業者に処理させる情報項目でございますが、追加となった小学校新1年生（未就学児）のデータを追加するものでございます。記録する媒体につきましては、電磁的媒体。委託の内容でございますが、今回、未就学児・小学校新1年生の情報の追加するテーブル等の部分、また、税情報の取得、そういったところをシステムで改修する予定でございます。

委託の開始時期及び期限でございますが、本審議会での件を了承いただきましたら、年度末までこちらのシステムについて開発、また、検証、そしてバグ等の対応、そういったものをしていただくという予定でございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策でございますが、契約に当たりましては別紙の特記情報を付す予定でございます。また、本事業に係る個人情報につきましては、先程ご説明させていただきましたが、庁内外への持出しはしないよう指導しますし、そういったことが起こらないように厳密に管理をしていきます。

受託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、取扱責任者、取扱者を指定させていただきます。また、本業務に係る個人情報は庁内外に持ち出さない。また、特記事項の遵守と新宿区情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例の遵守の義務づけを行います。上記1から4までの委託事業について、それぞれ履行完了後、提供した情報を速やかにダミーデータ等も含めて区に返還するといった契約内容とさせていただきます。

また、添付させていただいております参考資料でございます。特定個人情報保護評価書でございますが、こちらの内容につきましては今回、特に見直しを行っておりません。対象の追加を行っているところでございますが、2枚おめくりいただきまして、3枚目の裏面でございます。今回の対象人数につきましては、もともと1万人以上10万人未満ということで規定をさせていただいておりますが、こちらに全て内包される人数であること、また、取扱者数につき

ましては変わらないというところで、こちらの見直しは行わないといった内容になってございます。

また、参考36-2で付けさせていただいている、今回の就学援助に係る利用する情報、利用目的でございますが、こちらは既に触れさせていただきましたとおり、世帯の情報、また課税情報、そして口座等の情報について、管理をさせていただくといったところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願い致します。

【会 長】ご質問か、ご意見ございますでしょうか。ひやま委員。

【ひやま委員】内容については把握しております。まず、データのやり取り等の絡みで教えていただきたいのですけれども、2ページの対象者、区内に住民登録がある小学新1年生は今のご説明で分かるのです。区内に住民登録がないもののうち、新宿区立学校に入学する新小学1年生、こういった方々のデータというのは、どうやってとってくるのですか。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】こちらにつきましては、住登外という扱いで様々な理由で住民登録を置けず住所を新宿区に置かれている方、様々な理由であるかと思えます。いろいろな被害に遭われている方ですとか、そういった方につきましては住登外という情報で住基情報にも入っておりますし、また、必要に応じて学校運営課の方で独自に入力をして、それを管理するといったような内容でございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】要は、何らかのご事情が家庭内にあって、住民登録上、公開できないというような方々がいらっしゃって、そのデータの内容については住民登録がある方々と同じような扱いで、それぞれの税務課とか生活福祉課とかと、照会していくというような理解でよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明どうぞ。

【学校運営課長】委員のおっしゃるとおりでございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】では、例えば入学時期に他区から、もしくは新宿区外から入ってくる新1年生に対してはどのような対応を行えますか。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】資料36-1でお示しさせていただいておりますけれども、今回あくまで入学準備金の前倒し支給ということで、通常の4月以降の入学、4月1日が住登の基準日になり

ますけれども、その方々でこの申請に間に合わなかった方につきましては、通常の流れで7月に認定を受けて、支給をその後にさせていただくとなっております。

【会 長】どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】区内に住民票が移行された後に同じような手続で、従来どおり、前倒しではなくきちんとした形で、やっていただけるという理解でよろしいわけですね。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】委員、ご指摘のとおりでございます。

【会 長】他にご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら、システムの改修につきましては諮問事項ですので承認ということにしまして、改修の業務を委託する件につきましては、報告事項ということで了承ということに致したいと思いますのですが、それでよろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで、諮問事項については承認、報告事項については了承ということで終了致します。ご苦労さまでした。

次は、資料37「国保情報集約システムにおける生体認証による照合情報の外部提供等について」です。それでは、説明をお願いします。

【医療保険年金課長】それでは、資料37-1という、横の表で最初に概要をご説明させていただきたいと思いますのでご覧ください。国民健康保険の関係のシステムの開発につきましては、既に今年審議会の方にお諮りして審査いただいているところなのですが、今回、お諮りする部分です。

平成30年度から国保制度の改革によって、資格管理を都道府県単位で行う必要があることから、国保連に国保情報集約システムという、これは都内の資格情報を管理するシステムを構築しまして、国保連に開発及び管理を委託しているところでございます。こちらの外部結合については、既にご承認いただいているところですが、今回、諮問37でお諮りする部分は、この外部結合に当たりまして新宿区職員が国保情報集約システムを操作するに当たりまして、その認証についてIDとパスワードの他に、生体認証という二要素認証を取り入れるということでございまして、そのために操作する職員の生体情報を外部提供するというところでございます。

それでは、引き続きまして次の諮問の資料38とも関係するので、この表で説明させていただきますと、新宿区の方に、下に滞納整理支援システムというのが現在運用しているシステムとしてありまして、これが平成31年2月から新しい新宿区の標準システムを開発しますので、

そちらの滞納整理支援システムに入っているデータを標準システムの方に移行するというのが、次の資料38の内容になりますので、ここで簡単に説明させていただきました。

では、資料37の資料をご覧ください。事業の概要でございます。別紙の外部提供関係3ページをご覧ください。こちらはなりすまし防止ということで、外部提供の相手方としては東京都国民健康保険団体連合会ということでございます。外部提供を行う理由としましては、先程言いましたように、こちらはマイナンバーを取り扱う事業ということでございますので、総務省の方から二要素認証が推奨されているということで、二要素認証の1つとして生体認証を取り入れるということでございます。外部提供を行う際に使う電磁的媒体ということで、これは国保連が持っています国保情報集約システム認証サーバの方に、その情報が格納されるということでございます。

外部提供の相手方としての保護対策としましては、このサーバルームについては国保連が定めた関係者以外は入れないということ。それから、このサーバルームは国保連の事務所内に設置されているということ。それから、ユーザ管理については随時登録、それから運用、それから削除についても新宿区職員が行うということで、これについては最後の資料37-4をご覧ください。この国保連の中の認証サーバに、生体情報として静脈認証を行うということで、静脈の情報を暗号化して格納するということです。登録に当たりましては、区の端末からユーザIDとパスワード、それから生体情報を登録。それから運用については、その情報によって利用権限を認証して利用する。職員が異動等で担当を外れた場合には、この生体情報を削除するのは区の端末から行うということで、全て操作は区の端末から行うようにはなっていて、国保連の方で、この情報に直接アクセスすることはないということでございます。

続きまして、外部提供の時期でございますけれども、平成29年12月25日からこの運用を開始致しまして、随時、次年度以降の同様の外部提供を行っていくということで取扱いたいと考えているところでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。電子計算機器の外部結合ということでございまして、先程申しましたように、国保連の認証サーバに生体認証に係る職員の照合情報を登録するというところでございまして、そちらについても今回お諮りするということで諮問とさせていただきます。

それから、資料37-3では、今回の生体認証に当たりまして取り扱う業務以外に、既に承認いただいている情報の中で裏面2ページの方を見ていただくと、10番として職員情報、生体認証による照合情報というところを追加させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ致します。

【会 長】ご質問かご意見がございましたら、どうぞ。

ご質問、ご意見ないようでしたら、これは諮問事項ですので外部提供と外部結合という2つでございますけれども、承認ということによろしゅうございますか。

それでは、本件は両方とも承認ということで終了致します。ご苦労さまでした。

引き続きまして、資料38「国民健康保険滞納整理支援システムのデータ抽出業務の委託について」です。それでは、説明をお願いします。

【医療保険年金課長】先程簡単に申し上げましたけれども、国民健康保険情報システムの再構築に当たりまして、現在運営をしております滞納整理支援システムからデータを移行するに当たりまして、この滞納整理支援システムのデータを抽出する業務を委託するため、今回報告させていただき事項でございます。

3ページの業務委託、報告事項の方をご覧ください。委託の相手先としては株式会社シンクということで、プライバシーマーク付与認定事業者でございます。このシンクに委託する理由と致しましては、現在の滞納整理支援システムの開発及び保守を委託している会社でございます。データ抽出に当たりましてそのシステムの状況を熟知している業者、ということで指定するところでございます。今回、委託する事業内容でございますけれども、データの抽出だけでございます。こちらにつきましては最後の資料38-2の新システムのデータ移行業務イメージというところをご覧ください。標準システムの構築のところ、今現在使用しているホストシステムにおけるデータの移行については、既に審議いただいているところですが、今回は委託作業部分として左側の下の囲みでくくっている部分、統合基盤内の滞納整理支援システム、株式会社シンクが行うということで、左のデータが滞納整理支援システムのデータ基盤、そこからデータをフォルダに抽出すると。そのフォルダから庁内のデータサーバに移行する、これは職員が実施するというので、委託の内容としては現在の支援システムからデータを抽出してフォルダに格納するところまでをお願いするというものでございます。その先の作業については職員が行い、なおかつ情報システム課内のサーバに移行されたものから標準システムに移行するところは、この標準システムの開発者である日立システムズが開発の一環として行うということで、既にご報告しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ致します。

【会 長】では、本件につきまして、ご質問かご意見ございましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】委託の理由は、結局この資料の2ページ目に書いてある、データベースの詳細な

構築内容がシステムを構築した事業者でないという不明であるということで、ちょっとよく分からなかったのですが、それを教えていただけないでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 実際にこのシステムの中で、システムが持っているデータを全部はき出すという機能がもともと装備されていないというところがありまして、例えば統計情報をとるためにこういう条件で抽出するという機能は付いているのですけれども、それだけではなくて持っているデータベース全てをはき出すというのは、実際には開発した事業者でない、構造とか定義づけだとかが分からないということで、そこに委託するというところがございます。そのはき出し方は、一般的にはCSVデータ形式という形ではき出してもらおうということで、それをサーバに格納するところまでをお願いするということです。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 その抽出の方法をソフトウェア化するということですかね。それを適用することによって、取得する情報を取り出してくる。取り出す作業そのものはソフトを作ってもらった上で区役所とかではなくて、もう抽出のものを全体として業者の方をお願いするということですか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 現在、滞納整理支援システムということで持っているデータを全て、抽出というか、全て出すわけですから抽出ではないのですけれども、まずははき出してもらおうという、そういうことです。

【会 長】 よろしいですか。他にご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら、本件は報告事項ということでございますので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了致します。

次に、資料39「介護予防ケアプラン作成に係る介護報酬請求の伝送用ISDN回線の廃止に伴うインターネット回線への切替えについて（外部結合の変更）」であります。それでは、説明をお願いします。

【地域包括ケア推進課長】 よろしくお願い致します。

2ページ目をおめくりいただけますでしょうか。それともう1つ、お手元の資料、図柄を示した資料。まず事業の概要でございますけれども、この事業につきましては東京都国民健康保険団体連合会への介護報酬の請求ということでございます。目的と致しましては、ここにもご

ございますように要支援認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者の介護予防ケアプランの作成に係る介護報酬を適正に請求するためでございます。対象者につきましては、要支援の認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者でございます。

事業内容につきましては、ここに概要に記載してございますけれども、現在、高齢者総合相談センターでは毎月、ここにありますように要支援認定者、それからサービス事業者につきまして介護予防ケアプランの作成、請求に係わる処理を東京都の国保連の方に I S D N 専用回線を使用した伝送により行ってございます。図柄の方の原稿をご覧になっていただけますでしょうか。この原稿の方が、I S D N 回線でやり取りしているところでございます。

概要の方にもございますけれども、今度、厚生労働省の省令によりまして、この介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部が改正されまして、来年、平成 30 年 3 月末をもってこの I S D N 専用回線による請求が廃止されると、省令によってそういうふうに変更されてございます。

これに伴いまして、来年の 4 月以降、インターネット回線を使用した伝送に対応するために、インターネット回線への切替え、外部結合の変更を行わせていただくというものでございます。これが図柄の下の方です。変更後となっているところ、インターネット回線によって外部結合。ここににつきましては、今までは I S D N 回線で各端末から直接おこなってましますけれども、3 ページの情報保護対策にも係わりますけれども、各端末から直接インターネット専用回線で国保連に繋げるのではなくて、新たに各センターに伝送の専用端末を設けまして、そこを介しております。その理由と致しましては、3 ページの情報保護対策にもございますようにサイバー攻撃に対する保護、情報漏えいの防止を図るため、ネットワークの分離を行うといったところ。それでインターネットの専用端末回線を新設する、セキュリティ対策の一層の強化を図ると。そういうことを目的と致しまして、新たにインターネットの伝送の専用端末を設けまして、それにより国保連との介護報酬請求のやり取りを行うといったところでございます。

2 ページ目にお戻りいただきまして、3 番でございますけれども、回線の切替えに当たっては、ここに記載のとおり 11 月中旬から 2 月下旬まで、この記載のとおり進めてまいりたいと考えてございます。

4 番でございますけれども、現在、要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者の数につきましてはここに記載のとおり、要支援認定者 3, 831 名、介護予防・サービス事業対象者が 498 名でございます。

3 ページの方に進ませさせていただきます。結合される情報項目等はここに記載のとおりござ

います。結合の相手方は、先程申し上げました東京都の国保連でございます。結合の理由は、先程も申し上げましたけれども、ISDN回線による介護報酬請求が3月末で廃止されるということによりまして、インターネット回線に切り替えると。結合の形態でございますが、これが専用端末に対してインターネット回線、ISDNから切り替えまして、インターネット回線を利用して結合するといったところでございます。

情報保護対策でございますけれども、ここに6つ記載してございますけれども、先程も申し上げましたように情報漏えいの防止を図るために、現行システムとインターネット接続環境とのネットワークの分離を行うと。それで専用回線を敷設すると。それから、高齢者総合相談センター職員はID及びパスワードを割り当て、操作制限を行うと。それから4番目にUSBメモリについて操作者を限定すると。転送、移動の後にはただちに消去する。5点目でございますけれども、データ伝送及び受信に関しましては国保連が開発しましたソフト、SSL暗号化による強固なセキュリティシステムを実施して、情報漏えい・不正侵入を防止すると。最後の6点目でございますけれども、インターネット回線による伝送請求に際して、なりすましやデータ改ざんに対しますセキュリティ対策と致しまして、国保連が運営する電子証明書を取得し、データ伝送及び受信ごとに名義人によるものである電子証明を使用して、万全の体制をとっていくと、そういったところでございます。

以上でございます。よろしくお願い致します。

【会 長】ご質問かご意見ございましたら、どうぞ。ひやま委員。

【ひやま委員】このインターネット専用回線におけます伝送専用端末、ありますよね。それと各高相センターの端末、このデータのやり取りを、それこそインターネットでは技術的にはできないのですか。それとも、そういうものなのですか。

【会 長】どうぞ。

【地域包括ケア推進課長】先程申し上げましたように、インターネットでやるよりも、別の専用回線を設けて、あえて専用端末を設けてやったほうが、セキュリティの安全性というところが確保できるということで、他の自治体もこういう形でやってございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】要は、今のこの資料39-1の、インターネット専用回線でのデータ送受信の中にある、③請求データを移動して、⑦審査・支払データの移動をUSBメモリでおこなうわけですよ。そっちの方が危険なのではないですか。個人情報保護の観点から言えば。

【会 長】事務局。

【区政情報課長】区の方もセキュリティの強化ということで、区の業務系のシステムと、それから情報発信系のシステムを分離致しまして、直接インターネットで繋ぐということ避け、形式上といいますか、物理上分離をしたという経緯もございまして、区としての方針でインターネットに直接業務系の個人情報が入っているシステムとは繋がらないという方針で進めてございます。

委員のおっしゃるように、USBメモリで扱うことの危険性というのはもちろん当然でございますので、その辺の管理ですとか、移した後の消去の仕方、保管の仕方、その辺については各課の方できちんとして行っていくというのを前提で取組みたいと考えてございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】まさに今、課長がおっしゃられたように、管理の方法とか何かを知りたいのです、私達は。各課でやりますというだけではなくて、どうするのか。例えば部屋の外に持ち出さないとか、USBメモリは小さいものですからね。それこそそれをなくしてしまったりとか、データの処理を、きちんと消去をした、その確認は誰がするのかとか、その辺のところはやはりおざなりになると個人情報の事故というのは起きるのではないかと思うのですけれども。その辺のところを、しっかりとルール決め等していただければと思うのですけれどもね。

【会 長】ご説明ください。

【地域包括ケア推進課長】その辺につきましては、私共ですっかりと高相センターの職員も研修を行いますし、ここにもありますようにID、パスワードの限定、管理者、それから担当者にしても、その管理につきましてはしっかりと研修含めて指導してまいりたいと思います。

【ひやま委員】私の意見は、一課に対する意見ではなく、区政情報課に関して、庁内の統一した、そういう形のものをお示しいただきたいという要望なのですが。

【会 長】基本は、この39-1の資料の、恐らく各センター端末と下のインターネット伝送専用端末、これの繋ぎ方をおっしゃっていると思うのです。普通なら直接繋げばいいのではないのと。それを何かセキュリティを考えて、それが危険のないようにすればいいのではないのと。ところが、その説明を聞いていると、USBメモリという小さなチップみたいなものでやり取りをすると書いてあるけれども、こちらの方がむしろ危険なのではないですかと。なぜこれを選んだのですかという質問なので。これはなぜ選んだかを答えないといつまでたっても終わらないですよ。事務局、ご説明ください。

【区政情報課長】USBメモリで業務系のシステムと、それからインターネット、伝送用の端末を繋ぐ理由につきましては、先程セキュリティの強化ということで業務系と通信系のシステ

ムを必ず分けるということで、インターネット回線を通じて大切な個人情報漏えいしないような対策の一環として採用しているところでございます。

委員の方から、地域包括ケア推進課だけではなくて、そういったUSBメモリの取扱い方、それから保管の仕方、消去の仕方、そういったことについて区政情報課として全庁各課の方に投げ掛けをした上で把握をして、また別途改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

今回の場合、区の中だけではなくて10カ所の相談センターも入ってございますので、そういった区から立場が違うセンターもございますので、やはり区民の方もそういった中で大丈夫かなという意識はお持ちになると思っておりますので、その辺、ちょっと調査をさせていただき、こちらもしっかり通知を流して体制を執るべきところは執って、またご報告を別途させていただきたいと思っております。

【会長】では、この議題を超えた問題ということで、ひやま委員もそういうことをおっしゃっているんで、今回はこのままお聞きしておいて、別途このUSBメモリの扱いについてはご説明いただき、対策を取っていただけてください。では、そういうことで。鍋島委員。

【鍋島委員】私も、センターとか東京都とか、いろいろネットでこの頃やり取りするのですが、そのパソコンのギガが小さいものについては、そういうチップに落として持って来てくださと言われるのですね。だから、どうも区のパソコンはギガが小さいみたいなのです。それでこういうことになったのかなという感じもありまして。それからパソコンを業務用ともう1つ増やすとか、区民としては税金がかかるからあまり言いたくはないのだけれども、けどセキュリティの問題、セキュリティもうちのパソコンなんか、そういうこともあってすごいお金かかっていますから、パソコンは今安いのです、それを比べたら税金をそっちに振り抜いていただいたほうがいいかなというのがありまして、それでどうも内容的に不便な旧型パソコンを、昔のを使っているような感じで、東京都のパソコンはギガが多いので幾らでも添付できてしまうのですけれども、ちょっとやはりセキュリティは大変なのです。他のところは。そういうことも関連で考えていただければと思います。

【会長】では、それも含めて、今度ご検討して、説明いただくということにします。では金澤委員、どうぞ。

【金澤委員】3ページの3番の「各高齢者総合相談センター職員には端末操作に際して個別にID及びパスワードを割り当てており、データ作成等に係る操作制限を行っている」というところですが、これはそういうことだけで、職員の先程の静脈認証だとかパスワードにしても大体3カ月に1回のパスワードの変更を余儀なくされるとか、職員の方の情報、携わる人

間の部分をもうちょっと詳しく。操作制限を与えているだけなのかという印象を持ちました。

あと、6番の「国保連が運営する専用認証局により発行された電子証明書を取得し」という部分で、真に名義人であるものの証明を行うという部分で、もうちょっと詳しくご説明をお願いしたいと思います。

【会 長】よろしいですか。では、ご説明ください。

【地域包括ケア推進課長】まず、国保連の方では、情報セキュリティマネジメントの中でISO/IEC 27001認証というところで総括的に、プライバシーマークよりか厳重なセキュリティを行っています。電子認証で、電子証明でございますけれども、インターネット伝送請求では、先程申しました、なりすまし改ざんのセキュリティ対策と国民健康保険中央会が運営する専用認証局により発行された電子証明書を取得すると。その電子証明書を取得することによって事業所が介護給付請求のインターネット請求を行う際に保持する電子証明書により電子証明を行い、その電子証明書を添付することでその請求が真に名義人によってなされたものであるという、そういう伝送請求のソフトがあるということでございます。それで送って、また、請求が完結したということ国保連から戻されるときには、そのソフトによって複合化、もう一回自分の認証、自分が名義人である、正しいというのもそこでまたチェックして伝送が完結すると。そういったシステム。伝送請求APIライブラリと、そういうソフトを国保連で使って、それを東京都の国民健康保険連合会でも、その伝送に対して使用するということでございます。

それから、もう一点、高齢者総合相談センターのID及びパスワードの割当てについての2つ目でございます。端末操作に関しましては、高齢者総合相談センターには、いろいろな職員がございましてけれども、特にケアマネジメント、今回の介護予防ケアマネジメントに当たる職員にパスワードを割当ててございまして、そのデータ作成につきましても、介護予防ケアマネジメントに限定した端末が見られるような、そのパスワードは我々に対しては介護予防ケアマネジメントの仕事に係わる画面の操作ができるような、そういう限定した操作を現在やってございます。

【会 長】他にはよろしいですか。事務局どうぞ。

【区政情報課長】職員については、もう定期的にそのパスワードを変更が、自動的に切れまして、変えていくというようなことになってございます。高相センターの職員についてそういうようなルールがあるのかというのは、今、確認中でございますけれども、また来たタイミングでご報告をするのと同時に、仮に今変えていなかったと致しましても、先程のUSBの話では

ないのですけれども、そういった安全管理の側面で徹底するように区政情報課の方から指導をさせていただきたいと思います。また、いずれにしても報告が来ましたら、ご報告をさせていただきます。

【会 長】金澤委員、よろしいですか。三雲委員。

【三雲委員】ちょっとおさらいというか、最初から聞きたいのですけれども、現状、このISDNの専用回線というのは物理的な専用回線であって、センターの端末と国保連のシステムが1対1で繋がっている、そういう線であると理解してよろしいのですか。そうですね。そうすると、次に、今回そのISDN専用回線というものを廃止してしまうということが言われてしまって、回線としてはまず、インターネットを使ってくださいと。ただし、インターネットだと、そのままリスクがあるので、国保連と情報のやり取りをするに際しては、専用のソフトウェアを使って、インターネット回線なのだけれども通信を暗号化してもらいますと。そうすることによって各センターにはインターネット専用端末というのは、一般的にはインターネットに繋がってしまっているのだけれども、国保連とやり取りする場合には暗号化された情報のやり取りをするので、そこでやり取りした情報は他に漏れることがありませんという、こういう情報を確保しますという、そういう話ですね。

【会 長】ご説明ください。

【地域包括ケア推進課長】専用の別回線を新たに敷設して、国保連とのやり取りをするための別回線を今回新たに敷設して、SSLも含めてセキュリティの強化を図るといったことでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、インターネットに繋がっている回線なのですよ。専用回線とはいうものの、インターネットに繋がっている回線だということですか。

【会 長】ご説明ください。

【地域包括ケア推進課長】はい。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】だから、インターネットに繋がっているから、基本的にはどことも現時点では繋がるものですよ。それを専用線というふうに呼んでいるのは、ソフトウェア的に暗号化をしていることをもって、専用線だと言っているという理解でよろしいのですか。

【会 長】ご説明ください。

【地域包括ケア推進課長】この図柄にもございますけれども、インターネットの専用回線を新

たに、別個に敷設させていただいて、それと先程言いました電子証明書というのを併せ持って、セキュリティの強化を図るといったところでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、状況としてはISDNの専用回線で、1対1で繋がっているときと、今回新たにインターネット専用回線で繋がっている繋がり方というのは、1対1で繋がっていて、その部分に変更がないということですね。

ただ、このインターネット伝送専用端末というのは、別途、一般のインターネットにも繋がっているのですか。2本というお話がありましたけれども。

【会 長】事務局、どうぞ。

【区政情報課長】私の方がちょっと勘違いしておりました。2本ではなくて、今、課長が申しましたとおり、1対1の1本で繋がっているということで、通常のインターネットに繋がっている回線は、引かないということでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】それであれば、かなり安全性の高い繋がり方をしているということがよく分かりました。あとは、この端末と各センターの端末とをラインで引かずに、USBでやり取りすることの是非については、先程ひやま委員の方からお話ありましたけれども、そこはまたご説明いただければと。理解しました。

【会 長】他にご質問か、ご意見ございますでしょうか。伊藤委員。

【伊藤委員】ちょっとまた次回にもご説明いただくことになるのかもしれませんが、これはUSBでやり取りをするということになると、しかもデータをインターネット伝送専用端末とUSBどちらも削除するということになると、ちゃんとやり取りが行われたかというログがとれるかというのが、ちょっと怪しくて。ここで例えば間違えて削除するということは、USBでもよくある話だと思っていて、その記録すらも残らなかったら、このやり方にすると確かにこっちでやったほうが危ないという話になってしまうのですけれども、そのログだったり、確かに国保連のシステムから各センター端末の方まで2段階で経由して、いきましたという証明というのは、どこで確保されるのでしょうか。

【会 長】どうぞ、事務局。

【区政情報課長】USBの取扱いと併せて、確認をした上で対策も含めて、次回報告させていただきたいと思います。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ありがとうございました。ぜひ、調査していただきたいのをもう一回改めて言うと、国保連システムと各センター端末が、これが原理的には同期されているという話にならないといけないと思うのです。

ただ、ここにネットワークがなくて、USBしかないので、同期しているという証明のとりようが、そもそもないのではないかと、というのが問題の1つです。だから、どこかのタイミングで、やはり各センター端末と国保連システムを繋がないと、これは一緒のデータが入っているという確認が多分できないと思うので、その矛盾というかそれをどう解決していくかというところで、最低限、国保連システムにはログがないといけないと思うのです。ここを消すということは、最低限ここにログがたまっていない限りは、いけないですし、とは言っても各センター端末との同期がとれているという証拠は出せないと思うので。そこをどうするかという。同期していなくていいというシステムだったら、いいのですけれども、これは多分同期していないと矛盾が生じるシステムだと思いますし、ここで漏れてしまったら意味がないので、そこはしっかり確認していただければと思っています。

各自治体でもこういった事例があるというお話があったので、そういった事例が本当に問題なかったのかというのも、ついでに調べていただくといいのかなと思っています。以上です。

【会長】今のは、いずれにせよ次回に。鍋島委員。

【鍋島委員】メモリは誰が持っていくのですか。というのが、私もそういうことを行政に持っていったことがあるのですけれども、持っていったときに、受け取りましたとも何も貰ってなかったなと思ったのです。だから、持っていった事実が明らかではないのです。でも何事もなかったからよかったのですけれども。だからやり取りルールについてもちゃんとしておかないと、実際にやり取りしたことがあるので怖いなと思って。

【会長】では次回にしましょうか。事務局。

【区政情報課長】USBの取扱いについては、先程の、委員からのご指摘も併せてご報告させていただきますと思います。

【会長】他に、ご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、今の特にUSBですけれども、どちらかという、大きく言えば国保連のシステムと区の伝送専用端末と、それから各センターの端末の関係をもう少し分かりやすく、次回にご説明いただくということを前提に、今日のところはこの諮問事項は承認ということでよろしゅうございますか。

では、一応これは承認ということで、次回に追加説明をいただくということにします。ご苦

皆さまです。

それでは、資料40「高額医療合算介護（予防）サービス費事務における個人番号の利用に伴う介護保険システムの変更等について」であります。それでは、説明をお願いします。

【介護保険課長】それでは、資料に基づきまして説明をさせていただければと思います。まず、事業の概要をご覧ください。2ページでございます。事業名でございますけれども、「高額医療合算介護（予防）サービス費」でございます。目的でございますけれども、現在、今申し上げたサービスの計算委託をしております、今、議論が出てございました国保連に計算の委託をして、受託を受けて処理をしているところでございますけれども、この度個人番号、いわゆるマイナンバーを使いまして、医療と介護の被保険者の突合を行うときに、マイナンバーを使わせていただきたいというところのお話でございます。

まず、高額医療合算介護サービスについてのご説明を先に、事業の簡単な流れをご説明させていただければと思います。資料40-1をご覧ください。11ページのすぐ後ろでございますけれども、A4の横の資料でございます。よろしいでしょうか。

高額医療合算介護（予防）サービスにつきましては、1年間の医療費と介護のサービス費の自己負担額の合計が著しく高くないように、医療と介護の自己負担額の合計が上限額を超えた場合に、超えた額を被保険者の方々にお返しするという制度でございます。枠の中をご覧ください。例と致しまして、世帯1年間の自己負担額の合計が、例えば70万ということでありまして、世帯の負担する上限額が67万円のケースを示したところでございます。上限額を超えました3万円につきまして、介護保険者の方から1万5千円、それから国保ですけれども、医療保険者の方から1.5万円、被保険者の方にお戻しをしますよというサービスの内容でございます。

それでは、引き続きまして、今回の改正内容のところでございますけれども、資料40-2をご覧ください。システムの概要図というところでございます。資料40-2の「変更前」でございます。変更前、ご覧いただきますと、現在介護保険の方で国保連の方にデータを提供しておりますのは、介護保険の枠囲みの真ん中になりますけれども、受給者異動連絡票というデータを送ってございます。こちらにつきましては国保の方の医療番号といいますが、被保険者の保険者証の番号を国保連の方にデータを送りまして、国保の方で持っている国保の医療の方の被保険者証、記号番号と突合させて、この方は高額介護合算サービスの対象になるなという把握をしているところでございます。

この度、変更させていただきたいのは、今、申し上げたところの変更後の資料をご覧ください。

きたいと思えますけれども、その次のページになります。こちらはマイナンバー番号法が制定されまして、この事務が個人番号を利用して可能になりましたよということを受けまして、介護保険のところの欄をご覧くださいますと、住民記録システムから右側の方に白い樽のようなものがございすけれども、個人番号異動連絡票の方を新しくデータを作りまして、こちらは個人番号が載っている資料となります。こちらを伝送通信ソフトにのせまして、国保連に提出をします。同じく国保連の方でも国保連で持っている医療系のところの個人番号のデータと突合させて、この方がサービスの対象となりますよという把握をして、支給額の計算をするという仕組みでございす。

従来は、医療番号等でやりますとなかなか突合するときに不具合等々があったものになりますけれども、今回、このマイナンバーをつかうことによりまして、迅速かつ効率的な運用ができるというところで考えているところでございす。

それでは、資料の3ページの方にお戻りをいただきまして、こちらが件名と致しましてはサービスの変更のところのペーパーでございすけれども、記録される情報項目については個人の範囲と致しまして、介護保険の要介護、あるいは認定、あるいは総合事業の対象者のうち、国民健康保険に加入する被保険者というところの方々ということとございす。

記録の項目につきましては、別紙1、7ページでございすけれども、7ページをご覧くださいますと、情報項目というところで上の米印、現在の情報項目というところが従来、現在行っているところでございまして、下の方に目を転じていただきますと、追加の情報項目、米印の2というところでございすますが、この中に一番初めに個人番号というところが入ってございす。個人番号、それ以外に異動事由も送りますけれども、こちらを新たな情報項目として定めてございす。

それから、3ページにまたお戻りいただきまして、変更の理由でございすけれども、高額介護合算サービスの委託先であります国保連に、医療・介護資格の同一世帯の突合を行うため、個人番号の伝送をできるようにするということとございす。それに向けまして、システムの改修が必要ですよという形とございす。

それから続きまして、4ページでございすけれども、4ページは外部結合についてのペーパーでございす。結合する理由と致しましては、国保連に個人番号を伝送致しまして、国保と介護の統合を行うためということとございす。情報保護対策についてはご覧のとおりとございす。

それから続きまして、5ページでございすけれども、こちらは業務内容の変更というところ

ろで、委託内容のところをご覧いただきたいと思います。真ん中ほどでございますけれども、下線のついた個人番号による医療・介護資格の突合を行うことということで、こちらが内容の変更という形で捉えてございます。

それから6ページでございますけれども、再委託の内容の下線のところをご覧いただきますと、今申し上げてございます個人番号による突合業務、それから個人番号の台帳の整備業務、こちらが新たなところになるという表記でございます。

私の方からは雑駁ですが、以上でございます。よろしくお願い致します。

【会 長】ご質問か、ご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】個人番号を使って突合するということが分かったのですけれども、前提としてよく分からないのが、ハイフンのあるなしのシステムが2つ並列していて、最終的に突合するときにはそれらをきちんとうまくできないから、個人番号をかませて突合したいのだということなのですけれども、なぜ、そのハイフンが設定できないシステムの方を、何か変更したりするのではなくて、個人番号の方を使うという判断なのかについて教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】今、委員ご指摘のハイフンがつくような作業をしてもいいのではないのか、ということなのですけれども、もともと番号法ができたときに国保と介護の事務についてはマイナンバーを使っていくのだという大前提のもとで作業を進めてございますので、従来はこうした形でハイフンのありなしのところを突合するのも不具合が生じていたり、例えばこちらの介護のホストの方だとハイフンが付けられないのですね。だから、新宿で言えば40の何とかというのが入らなくて、40001とかと、ただの8桁になってしまうような部分がありましたので、今回番号法が制定されてそちらを使っていく大前提のもとでやはり進んでいくべきと考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】番号法があるし、個人番号があるからそちらを使っていったほうが便利だろうと。あるものは使うという発想で、それはそれでいいものなのですけれども、このシステム概要図（変更後）の方を見ると、特に介護保険ホストシステムの方で被保険者のマイナンバー、個人番号を参照することになると思うのですが、別に被保険者の側にマイナンバーを提示してください、出してくださいと、こういうお願いはしないという理解でよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】最初の介護認定の申請をされるときに、予めマイナンバーの申請というか、

書いてもらってございますので、そちらの方で把握してございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】人によっては、個人番号を出したくないとおっしゃる方も時々いらっしゃると思うのですが、その場合の対応はどのようなのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】それは例外的な形になりますので、医療番号の方からシステムを使って突合していくという形になります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】要するに変更前のそれと同じような突合の仕方になるということですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】ご指摘のとおりでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、一部の方については今までと同じ手間がかかるということだと思っておりますけれども、大部分の方については、作業が簡略化されるということだと理解はしました。

【会 長】他にご質問かご意見ございますか。川村委員。

【川村委員】質問といたしますか、意見ということになりますけれども。私共はマイナンバーの導入ということでは制度そのものに反対しておりますので、今回の導入については反対したいというふうに思います。

諮問ということで、報告事項の内容につきましても、それに関連するものということで賛成できないという意見を表明したいと思っております。マイナンバーの関連でも、今回のことということでありませんけれども、今まで報告あったようなセキュリティの強化ですとか、あるいは軽微な変更ということはケース・バイ・ケースで賛成ということはあるかもしれませんが、そういったスタンスで臨みたいと。以上です。

【会 長】個人番号の問題は、やはり便利だから使っているのかどうかという問題があると思っております。本当に個人の情報全部把握することになる、どんどん広がっていますので。本当に皆さん自分のことは、むしろ国の個人番号の、どこで集約しているのか、そこの方がよく知っているぐらいのように集めているわけで。そういうのと便利さだけでつないでいいかどうかというのは、ちょっとやはり問題だろうと。多分、川村委員もそういう辺りでお考えだろうと思っております。そういう意見の方もいらっしゃると思うので、私もちょっとそういう不安は持っていますので、今後やっていくときに便利だから個人番号を使うというのではなくて、必要

な場合だけ使うような方向で区政を運営していただきたいなと思います。

これは雑談的な意見というのではないのですけれども、そういう方がいらっしゃるだろうと思って代わりに自分の考えも含めて発言しました。

他にご質問かご意見、ございますでしょうか。

無いようでしたら、本件は諮問事項として保険システムの変更と外部結合がありまして、報告事項として委託と再委託の事項が、議題が出ておりますけれども、川村委員が1名反対ということは前提にしまして、他の委員の方は賛成ということで、承認と了承ということでよろしゅうございますか。では1名、反対があったということ記録とします。

それでは次に、資料4-1「公営住宅等管理事務における個人番号の利用について」であります。それでは、説明をお願いします。

【住宅課長】資料に基づいて説明を致します。区では、番号法及び新宿における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に基づきまして、公営住宅等の管理事務に個人番号を既に利用してございます。

この度、新宿区立住宅管理条例等の改正により、公営住宅等管理事務について、一部事務を追加し、当該事務で個人番号を利用することと致しましたので、その当該事務の概要と特定個人情報保護評価及び事務処理に必要な庁内連携情報項目について、本審議会へ報告するものでございます。

まず最初に、新たに追加致しました個人番号の利用事務についてです。新宿区立住宅管理条例第19条第4項前段に規定する調査に関する事務、認知症等により収入報告をすることが困難な区立住宅入居者について当該報告の義務を免除し、必要な調査を行うことにより入居者の収入の状況を把握する事務でございます。この19条というのは、毎年度の使用者の利用料の決定の際に、利用者の方から本来は収入の状況を報告するというのが前提でございます。ただ、認知症等で報告ができない方については、こちらの方で調査ができるという仕組みのものでございます。

次に、個人番号利用事務を追加した理由でございます。資料4-1-1と一緒にご覧いただけますでしょうか。「公営住宅法」及び「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」が改正されまして、先程申し上げました認知症等により収入報告することが困難な公営住宅入居者について、当該報告の義務を免除し、必要な調査をすることにより入居者の収入の状況を把握する事務が、法定事務として個人番号利用事務として定められています。先程申し上げました、資料4-1-1の左の欄の上の

部分です。区営住宅の公営住宅法に基づくもの、この赤字で追加された事務「収入の把握に関する事務」ということになります。

それと同時に、独自事務と致しまして、区立住宅のうち公営住宅法に基づかず設置された住宅につきましても、同様の事務処理が行えるように新宿区立住宅管理条例及び個人情報の提供に関する条例施行規則を改正致しまして、「収入状況の調査の事務」を追加しております。こちらの表の右の欄の中にあります、赤く記載されている部分でございます。こちらの方を追加させていただきます。

なお、今回の法改正、条例改正の以前に関しましては、本来報告を受けてからその審査をすることにしており、中身につきまして照会、確認ということで個人番号を使わせていただいていたのですが、今回は認知症等の場合においてはそういった報告と見なすことができると。みずからが調査できるという形の対応に対するものでございます。

当該の追加した事務の概要については、以上でございます。

次に、特定個人情報保護評価及び庁内連携についてです。参考の4-1-1をご覧ください。こちらになります。1枚めくっていただきまして、2ページの部分、事務の概要の部分でございますが、公営住宅の管理事務につきましては、既に平成28年1月から利用を開始しております。なお、そのことにつきましては、27年の第6回本審議会の方で了承を受けて実施しているものでございます。

この度、公営住宅管理事務について収入状況調査事務を追加するものの、こちらにつきましてはもともと記載にあります、特定個人情報保護評価書のうちの、1. 特定個人情報ファイルを扱う事務の②事務の概要、ここの中の(2)の中の③です。入居後の収入報告書の申請・各種情報の照会、読み上げますと、「特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する」と。①、②、③とありまして、この③の部分です。「入居後の収入報告書の申請・各種情報の照会」、こちらの部分に該当するものでございますので、記載の内容について変更はございません。

次に、参考の4-1-2になります。こちらの表をご覧ください。こちらにつきましても、同様に平成27年の第6回本審議会ですべてを受け、既に庁内連携の方を実施してございますが、こちらに記載されている部分、順番にいきますと、19、次に「公営住宅に基づく区営住宅の手続き」がありまして「住宅課」というところがありまして、その中に4つの分類があります。住民税情報、税情報（所得・課税額・控除額）、その次に利用目的と致しまして、入居資格審査及び使用許可事務のためとございますが、この記載の中に包含、全てのものが入ってきますので、公営住宅についてもその下にあります区営住宅（公営住宅以外）それから事業住宅、様々

な住宅がございますが、それぞれに記載をされてございます。この中に内容の方は包含されますので、こちらの一覧表自体の記載の変更はございません。

最後に、資料に戻っていただきまして、利用開始時期でございます。これにつきましては、条例改正施行日であります、平成29年10月16日から実施をしています。報告につきましては、以上でございます。

【会長】本件は、要するに法令の改正に伴う変更をご説明いただいただけで、これについてこちらで承認とか了承という決議はしないでもいいのですよね。

では、今のご説明を受けた件につきまして、ご質問かご意見ございましたら、どうぞ。西村委員。

【西村委員】2点、ちょっと質問があるのですが、この趣旨を見ますと、例えば認知症等により収入報告をするのが困難な入居者についてその義務を免除し、職員の方がそれを番号でやるということなのですが、それは趣旨としては大変いいことだと思うのですが、認知症等によりそれができないという判断を誰がどういう形であるかという、一定のルールはあるのでしょうか。それは職員がそれぞれ個別に対応するような形をとっているのでしょうか。それが1つ。それから、2つ目は勝手にというか、できない状況のもとで区の方で調べた結果があなたの収入はどうだったですよというようなことを、本人にフィードバックするのでしょうか。その2つを聞きたい。

【会長】ご説明ください。

【住宅課長】まず、「認知症等」こちらの要件につきまして、認知症の方、それから精神障害、知的障害ということになります。精神障害ですとか知的障害につきましては、何級であるとか、そういったことで判断ができます。一番問題になるのは認知症。認知症というのはなかなか判断が難しいというところになりますので、そこにつきましてはケアマネさんとか家族の方とか、そういった方とご相談しながら、報告が、提出することが困難かどうかということ判断した上で実施をしていきます。そこら辺は丁寧にやっていきたいと思えます。

それから2つ目の、結果がどうなっているかという点につきましては、区立住宅の使用料の決定通知という形で「Aという収入なのであなたの使用料はBという形になります」と決定通知をする中で、そういったことは確認、フィードバックという形になります。説明の方は以上です。

【会長】よろしいですか。他にご質問かご意見。三雲委員。

【三雲委員】認知症等で、自分で収入報告ができない方については、マイナンバーを使ってそ

の方の収入状況を照会していくわけですね、税務課の方に。そうすると、このマイナンバーはどうやって取得されるのですか。認知症にかかっている方がどうやって取得されるのか。

【会 長】ご説明ください。

【住宅課長】最初の入居の際に、マイナンバーの報告は受けてございますので、こちらが更新も含めて、ずっとそのマイナンバーの方で確認していきます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】マイナンバーは渡したくないという方もいらっしゃるかもしれないと思うのですが、そういった場合にはどうなるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】未確認、拒否するような場合というのは、住宅の事務に限らず他の事務でも出てくるかと思うのですが、そのような方につきましては、当然、添付が、省略が難しいということになりますので、紙での添付をお願いしていくという形になっております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】例えば、最初の入居の際に、マイナンバーの提示は明確に拒絶されました。その後、認知症にかかってしまって、自分で収入報告をすることができない状況になりました。そうなったときの処理はどうなるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【住宅課長】これまでの一般のマイナンバーを連携させない事務の中でも、基本的には本人に出していただくという形にならざるを得なくなるので、我々がマイナンバーを使って照会できなければ、本人に報告を出していただくということで、それを家族の方の協力を得たり、またはケアマネさんとか介護の方とか知人の方とか、そういったことで、我々が調べられなければ、報告を受けた形で収入認定せざるを得ないので、そういった努力を実施していくという形になります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】マイナンバーに関しては、自宅に通知カードが来て、きちんと保管している方は多いと思うのですが、人によっては、自分は必要ないということで捨ててしまって、その場合には住民票に書かれているものを見るしかないということがあると思うのですね。そういった場合は、家族の方であったり、あるいはケアマネさんであったり、周辺の方々も本人の同意なくして容易にその方のマイナンバーを把握するのはできないのかなと思うのですけれども、そういったケースだとどうなのでしょう。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 明確的に拒否された場合というのは先程のお答えのとおりですが、例えばその辺、個人番号が分からない方、認知症ではないという方につきましては、こちらで調べて補記していかというのを確認させていただいた上で、補記していくという対応をさせていただいているところでございます。例えば、認知症の方ということでございましたら、ご家族の方とか関係者の方とお話をしながら対応していくという形になるのかなと。また、例えばその辺のご本人の意思が確認できなければ、そういった証明書を関係者の方にとってきてもらうとか、そういった形でご対応せざるを得ないのかなというところでございます。

【会 長】 三雲委員

【三雲委員】 分かるような、分からないような感じがあって。元気なときにはマイナンバーを捨ててしまって、なおかつマイナンバーを伝えたくないという形で入居をされていて、自分で収入報告されていたと。後に認知症になってしまって、そのときにはもう自分の手元にはマイナンバーが存在しないと。そうすると、周囲の方がどこから入手してこなければいけない。あるいは区の方で参照する、ルール上それができるかできないかという話があって、できない場合には、ではどうするのかという話なのです。

【会 長】 ご説明ください。

【住宅課長】 マイナンバーを我々が把握できなければ調査のしようがないので、その場合は本人から収入報告を出してもらおうと。スタートに戻るのです。要は、原則からすれば、本人が収入報告を毎年出すという形なのですけれども、それができない、困難であると。収入報告とは何ぞやという理解から始まって時間も。そういったところについてはマイナンバーを活用して調査にできますよという話なのですけれども、仮にマイナンバーをいただければそれができないわけなので、原則としてはご本人にアプローチをして、ただ我々が言ってもなかなかうまく伝わらないときに家族だとか職場だとか、周りのケアの方とかいろいろな方から、収入報告という形を促してもらっていただくという手続になると思うのです。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 マイナンバーで把握できなければ、ケアマネさんとか周辺の方々に、この方の収入状況について聞き取り等行って調査をして、それをもって報告にかえて、そうすることによってマイナンバーを提出されない方についても不利益は生じないという状況は確保できると理解していいですか。

【会 長】 ご説明ください。

【住宅課長】ご本人から報告をいただくしかないので、我々に報告を上げてくれるように、ご本人に周りから促してもらうという形ですよ。周りからのヒアリングは参考データにはなりませんけれども、最終的にはご本人からの申請がない限りはその金額では収入認定にはなかなかできないので、そういった形になると思います。

仮に、収入報告ができないと、本来区営住宅というのは応能、収入によって家賃が決定する、そのための収入の算定をするわけですが、報告がなければ一番高くなってしまいます。だからそのことを一生懸命お話しして、いつも出してもらっているというのが実態なのですが、これまではそういった活用ができなかったのが、一回出してもらわない限りは、我々は照会も何も動けなかったというところですが、その部分をナンバーがない人については、これからもやっていく形で本来の収入に合った家賃設定という形で進めていくしかない。

【会長】よろしいですか。他にご質問かご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、先程申しましたように、議題として扱うのではなくて、一応ご説明を受けたということだけで本件は終了したいと思います。ご苦労さまでした。

次に、資料42「障害者総合支援システム（一部）の改修について」であります。それでは、説明をお願い致します。

【障害者福祉課長】障害者総合支援システム（一部）改修について、開発についての諮問と業務委託についての報告という形になります。事業の概要のところをご覧ください。障害者総合支援システム、これを改修して情報の一元管理及び保守性・効率性の向上を図るという形で、対象が1から3までにある各種サービスの受給者等になっております。

1枚めくっていただいて、業務内容の委託についての登録業務名称というところを見ていただきますと、障害者の手帳から始まる一連のこちらに載っている業務を1つのシステムでやっております。その中で、ここで下線が引いてあります心身障害者紙おむつ費用助成、この部分について今回改修を行いたいというものです。

戻っていただきまして、事業の内容というところをご覧ください。この障害者総合支援システムは、平成25年第1回の本審議会です承を得て、稼働して使っているものです。今回、区の単独サービスである障害者（児）にかかる紙おむつの助成に関する事務について、受給資格の開始と喪失の情報のみ、このシステムで管理しています。その他の助成の決定、喪失、通知発行から支払、統計の事務処理は、複数のエクセルやワードのファイルを使用してイントラのパソコンで行っています。

めくっていただきまして、資料の42-1というのをご覧ください。現行では左の上のこ

ろで二重囲みしています、受給状況、現物なのか現金なのか、受給資格開始、受給資格喪失、これだけを今管理をしていて、下に書いているものについては先程言ったようにパソコンの中で使っていると。それを右側の改修後の方を見ていただきまして、全体をシステムの中で作成管理していきたいとなっています。

またお戻りいただきまして、事業内容の真ん中ら辺のところを見ていただきたいのですけれども、平成28年度に高齢者のおむつ費用助成の対象者の見直しが行われました。これについては、平成29年第4回の本審議会でご説明をしております、ここの下の表のところにあるような形で29年度の対象者1,026人という形で増えてきているという現状があります。

これによりまして、事務処理が増大し、各ファイル等の管理も極めて複雑・煩雑という形になっています。対象者の進捗状況・実施状況を一元管理し、適正かつ的確な事務運営を行うために、システムの改修を行いたいというところです。3ページ目の「一部改修について」というところを見ていただきまして、記録される情報の項目というところで、個人の範囲は助成対象者及びその世帯に属する者と。記録項目というところですが、資料の42-2最後の一覧表を見ていただきたいのですけれども、データの項目です。今現在は、住民番号から始まりまして黒で表示しております住民税課税状況、ここまでは今でも保有しております。次に、保護者住民番号から始まりまして、一番下には支払年月日を書いてあります、赤で表示している部分が、新しくこのデータについても、このシステムで管理する項目として受け取りたいという形になってきます。

また、3ページのところにお戻りいただきまして、新規開発・追加・変更の理由というのを先程申し上げましたように、正確性、レスポンスの向上、事務処理の迅速化、統計データの効率化・保守性の向上となります。下から2段の四角囲みのところでございます、個人情報保護対策というところでございますが、1番から4番まで書いております、添付してあります特記事項を業者に守らせるということもあります。特に3番です。「実データを使用した検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は必要な支援を行う」という形でおこなってまいりたいと思っているところでございます。

こちらが了承されましたら、今後の予定ですけれども、29年12月からシステムの改修を開始します。平成30年2月から3月にかけてテストを実施し、平成30年3月から改修部分を含めたシステムの本稼働をしたいと考えているところです。

次、めくっていただきまして、今度はシステム改修の業務委託になります。委託先は北日本コンピューターサービス株式会社、このシステムを開発した事業者です。この事業者は平成

19年にプライバシーマークをきちんと取得している業者でございます。やはり、委託に当たって区が行う情報保護の対策で、下から2段目のところに1から4まで載せてありますけれども、特に4番のところ、データのセットアップには区職員が立ち会いまして庁舎内で行います。委託業者に行わせる情報保護対策1から3まで書いてありますけれども、特に3番です。「実データを使用した検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は必要な支援を行う」ということで個人情報の保護に関しては、しっかりとやりながら取り組んで、開発を行いたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

【会 長】ご質問かご意見ございましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】資料42-2にある「相続人情報」というのは、具体的にどういう情報を取り込むのでしょうか。

【会 長】ご説明できますか。

【障害者福祉課長】亡くなった場合に、最後の整備するときに、お支払いだったり、最後の処理が残っているようなときに、相続人である人の口座情報とかを取り込むという形になります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】相続人の名前だけではなくて、相続人に関する住所、連絡先、口座情報、いろいろ入ってくるわけですか。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】おっしゃるとおりです。

【会 長】他に何かご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら、本件は改修については諮問事項ですので承認、それから業務委託については報告事項ですので了承ということで、よろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで終了致します。

【区政情報課長】ただ今、皆様にご案内の予定の16時でございます。この後、お時間お残りいただけない委員の方には、この時点でご退室の方をお願い致しまして、実はあと2件あるのですが、資料44の特別区民税・都民税の業務委託の変更だけ、今回ご報告させていただきたいということで担当課の方からございますので、もしお残りいただける委員の方だけで構いませんので、よろしくお願ひしたいと思っておりますので、一旦ここでご退室の委員の方達には、ご退室をお願い致します。

【会 長】それでは、資料44「特別区民税・都民税 特別徴収額通知書の発送業務の委託

について（業務内容の追加）」であります。それでは説明をお願いします。

【税務課長】お時間を押しているところ、申し訳ございません。早速説明をさせていただきます。

お手元の調査票の方をご覧ください。今回の報告事項は、現在も業務委託を行っております、特別徴収の税額通知書の発送業務委託の業務内容を追加するものでございます。調査票を1枚めくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。事業名、担当課、目的、対象者は記載のとおりとなっております。

続きまして、事業内容1、事業概要についてご説明致します。税務課では、特別区民税・都民税の賦課徴収のため、毎年5月上旬、10日ごろですが、特別区民税・都民税税額通知書を区から特別徴収義務者、いわゆる従業員の給与から住民税を天引きする、そういった事業者に対して通知を送付しているところでございます。

変更前後の業務の流れにつきまして、資料1をもとにご説明します。資料44-1をご覧ください。こちらは変更前と変更後の業務の流れをあらわした事務フローとなります。上段の変更前は、区の情報システム課の方で税務情報システムから税額通知等への印字ファイルを作成し、税額通知等へ印字処理したものを受託業者に紙ベースで引き渡してございました。その後、受託業者において封入封かん作業を行った後、新宿区に封筒に入った状態で納品し、検査後、郵便局に搬入していたところでございます。

変更後、下段の事務のフローでございますが、情報システム課では、印字ファイルの作成とそのファイルの暗号化のみを行い、暗号化したファイルを受託業者に引渡し致します。その後、受託業者では印字ファイルの暗号化を解除し、印字処理及び封入封かん作業を行います。ここで、それ以外に加えた業務として、下のピンク色の大きな中の真ん中辺りに「圧着加工」とございます。これを今回委託内容に加えると。圧着加工というのは、よく銀行とか保険会社から、めくるときにペリペリっと圧着している、こういった加工を税額通知書に施すといった内容でございます。これは、秘匿措置ということで要望があったことから行うということでございます。

また、本業務につきましては、圧着加工枚数が特別徴収義務者当初時点、当初時点というのは当初課税時点、5月時点では13万人ほどいると。この圧着作業について、職員が行うことは対応が困難なため、業者委託とするものです。変更後、図中でBと印字してある、従業員の税額通知について印字処理後に圧着加工する工程が追加されているということでございますので、ご確認ください。封入封かん後の検査等の処理は変更前と同様の流れとなります。

調査票の方にお戻りください。変更理由についてご説明します。変更理由の1点目は、安全性の向上でございます。現在の業務委託では、個人情報や印字した膨大な紙帳票、箱で言うと180箱以上となります。これを事業者が物理的にトラックで作業場所まで運搬してございました。業務の変更後は、暗号化した印字データを業者に引き渡すということで、その取扱い中のリスクが軽減されると。

変更理由の2点目は、事務の効率化ということです。近年、納税義務者の増加により、税額通知の件数も増加する一方、これは喜ばしいことなのですけれども、増加傾向にございます。そのため、業者に引き渡すまでの帳票管理等、この辺のところが大変負荷がかかっていたところでございます。こうしたところが、変更後は効率化が図られるということになります。

続いて、1枚めくっていただいて、別紙の業務委託の追加についてご説明します。保有課、登録業務委託先、委託に伴い事業者処理させる情報項目の記録媒体は記載のとおりでございます。委託理由は、従来から委託を実施していた税額通知書の封入封かん業務に加え、税額通知の印字、出力処理業務を併せて委託することで、安全性の向上や事務の効率化を図ること。また、従業員用の税額通知の圧着加工も新たに開始しますが、枚数が膨大であり、職員による対応が困難なため、圧着加工についても業者委託することと致しました。

委託の内容については、下線を引いた部分が追加部分になりますが、1の税額通知への印字出力処理業務及び2の圧着加工業務を追加で業務委託致します。委託の開始時期、期限、委託に当たり、区が行う情報保護対策、受託事業者に行わせる情報保護対策は記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを致します。

【会長】 圧着加工して、普通よく、はがきで来ますよね。そうではなくて、その圧着加工したものを封入封かんするのですか、この場合は。

【税務課長】 圧着加工したものを封入封かんして、特別徴収の事務の流れというのは、給料から差し引く、事業者から従業員用の税額通知書も送るという流れになってございます。したがって、この圧着したものを会社の方に送る。会社が従業員にこれを渡すと。渡す過程において、会社側が個人の内容を見ることがなくなると。こういったこととございます。

【会長】 要するに、事業者あてに封入封かんして送るということですね。

【税務課長】 そういうことです。従業員分を送るということです。

【会長】 はがきそのものではなくて、封筒に入れて送ると。

【税務課長】 そういうことです。

【会 長】 だから封入封かん作業は残ってあるのだと。分かりました。

何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは報告事項だと思いますので了承ということによろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了致します。ご苦労さまでした。

それでは、先程ご説明しましたように、資料43は次回に回すということに致しまして、本日の諮問事項と報告事項はこれをもって審議を終了致します。事務局の方から何か伝言がございましたらどうぞ。

【区政情報課長】 時間を延長してしまいまして、申し訳ありませんでした。次回もまたよろしくお願い致します。

次回の審議会ですけれども、今度は来年になります。来年1月18日木曜日の午後2時から予定してございます。場所については、同じこちらの第3委員会室でございます。また、ご案内をさせていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

【会 長】 ご苦労さまでした。では、本年はこれをもちまして、審議会も、無事終了致しました。また来年もどうぞよろしくお願い致します。ご苦労さまでした。

午後4時10分閉会